

# 置賜2市2町広域消防運営計画

平成23年2月

置賜広域行政事務組合

## 目 次

I 広域消防運営計画の策定について .....	- 1 -
1 はじめに .....	- 1 -
2 消防広域化の方法 .....	- 1 -
3 「広域消防運営計画」に盛り込む事項 .....	- 2 -
4 置賜 2 市 2 町消防の課題と消防広域化による効果 .....	- 3 -
5 山形県消防広域化推進計画について .....	- 4 -
II 置賜 2 市 2 町の現況と消防の課題 .....	- 5 -
1 地域の概況 .....	- 5 -
2 置賜 2 市 2 町の消防業務の状況 .....	- 7 -
3 置賜地域の消防の課題 .....	- 13 -
III 置賜 2 市 2 町の消防広域化 .....	- 17 -
1 消防広域化の検討経過 .....	- 17 -
2 消防広域化による効果 .....	- 17 -
IV 広域化後の円滑な運営を確保するための基本方針 .....	- 19 -
1 主要調整項目 .....	- 19 -
2 広域化の方式 .....	- 20 -
3 組織体制 .....	- 22 -
4 スケジュール .....	- 22 -
V 広域化後の消防体制に関する基本事項 .....	- 25 -
1 消防本部 .....	- 25 -
2 消防署 .....	- 28 -
3 人員配置及び採用計画 .....	- 29 -
4 職員の待遇等 .....	- 30 -
5 施設整備 .....	- 32 -
6 経費負担 .....	- 34 -
7 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項 .....	- 35 -
まとめ .....	- 39 -

# I 広域消防運営計画の策定について

## 1 はじめに

置賜広域行政事務組合（以下「本組合」という。）を構成する置賜3市5町（米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町、小国町）のうち米沢市、南陽市、高畠町、川西町（以下「置賜2市2町」という。）は、それぞれ単独の常備消防を組織して住民の生命、財産を守るための消防救急活動を遂行してきました。

しかしながら、少子高齢化の急速な進行と労働力人口の減少、道路交通網の発達等に伴う生活圏の拡大、局地化多様化する自然災害等、消防を取り巻く社会環境は大きく変化しており、また、置賜2市2町では通信指令設備や消防施設・車両等の老朽化、職員の大量退職時期を迎えていました。さらには、地域防災の担い手である消防団についても、労働力人口の減少により消防団員確保が大きな課題となりつつあるなど、各市町が将来にわたって消防の責任を十分に果たしていくためには、効率的な消防体制の確立が急務となっています。

こうした社会構造の変化や地域的な課題に対応しながら消防救急業務を維持し、将来的に住民の安全安心を守り続けるためには、各市町が個別に消防救急業務を担う単独消防体制ではなく、複数の市町による広域消防体制移行により、大規模化した消防組織によって効率化を図るべきと考えられます。そこで、置賜2市2町による消防の広域化の方法及び効果等について、地理的な条件、通勤通学をはじめとした生活圏域、道路交通網の状況、歴史的な一体性といった多様な側面から協議検討を重ねた結果、消防広域化を確実に実施することとしました。

## 2 消防広域化の方法

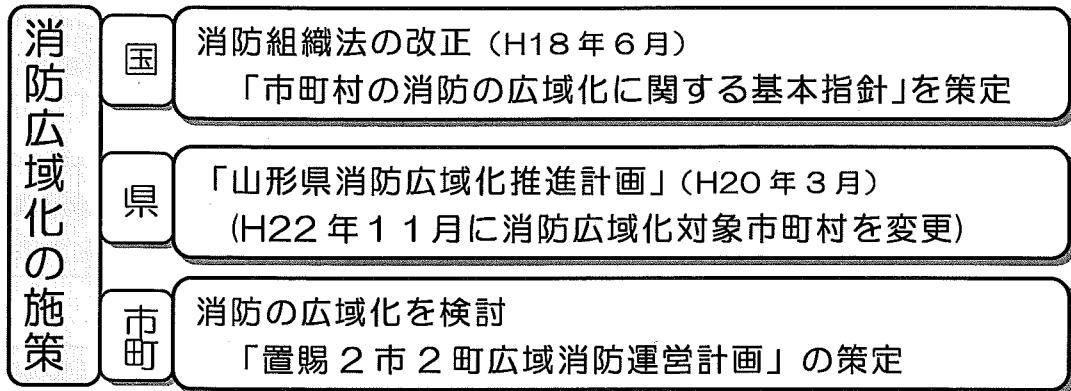
置賜2市2町は、消防広域化を実現して効率的な消防体制を構築し、より効果的で充実した要員配置と消防施設の整備を行うとともに、国及び県の消防広域化施策による支援も受けながら財政基盤の強化を図ることで、将来に渡り地域住民の安全安心を確保するものとします。

また、消防広域化の実現には、地域住民をはじめとした圏域全体での理解と合意が必要です。広域消防体制への移行方法、時期及び期間、将来像の考え方等については、各市町の状況を把握しながら、広域的な視点にもとづき、きめ細かに推進するものとします。

消防広域化については、国の「消防組織法（平成18年6月改正）」「市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年7月告示。以下「基本指針」という。）」及び、県の「山形県消防広域化推進計画（平成20年3月策定、平成22年11月改正。以下「推進計画」という。）」において、市町村の自主的な消防広域化を推進するものとしています。置賜2市2町は、推進計画の広域化対象市町村に指定されており、消防広域化の確実な実施と置賜2市2町の消防力を持続的に確保するための広域消防体制づくりを目指して、国及び県の支援を受けながら基本指針及び推進計画にもとづく「広域消防運営計画」を策定するものです。

「広域消防運営計画」とは、基本指針及び推進計画に定める広域化対象市町村が、広域化後の円滑な運営を確保するための基本方針及び市町・消防団との連携等についての方策等について定めるものです。置賜2市2町の広域消防運営計画は、基本指針及び推進計画で定めている広域消防運営計画に盛り込むべき事項を整理したうえで、地域の消防を取り巻く課題や現況、課題解決のための消防広域化の方法や方策について示すものです。

図 1 消防広域化に関する施策



### 3 「広域消防運営計画」に盛り込む事項

消防広域化については、平成22年4月より置賜2市2町消防広域化準備組織を立ち上げ、事務局として消防広域化準備室を本組合に設置し、各市町間の消防及び事務部門との協議調整を重ねてきました。広域消防体制に関して、本部の位置、組織体制、運営方法等について置賜2市2町で協議検討し確認した事項は、消防組織法第34条第2項の例示をもとに、以下の構成にまとめ、広域消防運営計画に盛り込むものとしています。

#### (1) 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針

- ① 広域化の方式
- ② 組織体制
- ③ スケジュール

#### (2) 広域化後の消防体制に関する基本事項

- ① 消防本部
- ② 消防署
- ③ 人員配置及び採用計画
- ④ 職員の待遇等
- ⑤ 施設整備
- ⑥ 経費負担
- ⑦ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

なお、各項目についての方針及び考え方、「IV 広域化後の円滑な運営を確保するための基本方針」及び「V 広域化後の消防体制に関する基本事項」において説明するものとします。

## 4 置賜2市2町消防の課題と消防広域化による効果

置賜2市2町の消防における背景とそれに対応する消防広域化については、下記の概略図のとおりと考えています。

### 消防救急の課題

#### 救急需要の増加と高度化

- ・少子高齢化、老人世帯の増加等による救急出動の増加と、高度な救命技術の必要性の高まり

#### 消防活動の多様化と高度化

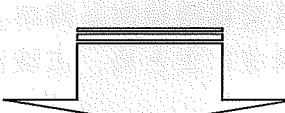
- ・地震・集中豪雨・大規模施設の火災等の大規模災害、積雪期等に対する出動体制強化の必要性
- ・雑居ビル・老人ホーム等の火災を防止するための、予防行政強化の必要性

#### 消防団員確保と常備消防活動強化の必要性

- ・少子高齢化、人口減少傾向に伴う消防団員のなり手不足
- ・限界集落、高齢者世帯、単身世帯等の増加に対する消防業務・消防団活動の必要性の高まり
- ・将来的な消防団員減少に対応するための常備消防活動の強化

#### 厳しい財政状況

- ・自治体運営の財政負担軽減の必要性
- ・消防職員確保と高機能な消防救急車両等機材導入等による消防救急業務遂行の必要性

消防の広域化で  課題を解消・軽減

### 消防広域化による効果

#### 消防救急出動体制の強化

- ・自市町外からの同時出動による初動体制の強化
- ・大規模災害への対応の強化
- ・高機能消防指令センターの設置により、迅速で確実な119番対応と、柔軟かつ的確な部隊運用

#### 消防職員の能力向上

- ・消防職員の教育訓練の充実、人事の硬直化の回避
- ・増大する救急需要に対応した職員の育成による救急サービスの向上

#### 行政財政基盤の強化と効率化

- ・消防救急無線のデジタル化に向けた共同での取組み
- ・広域化のスケールメリットによる、各市町の消防に関する財政負担の軽減
- ・消防広域化に対する国の有利な財政支援を有効活用

将来に渡り地域の安全安心を確保

## 5 山形県消防広域化推進計画について

置賜 2 市 2 町が消防広域化を実施するにあたっては、国及び県の施策による支援を受けて効果的に進めるものとしており、その根拠となる山形県消防広域化推進計画の概要は次のとおりとなっています。

### (1) 「山形県消防広域化推進計画」の概要

山形県では、総務省消防庁策定の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」にもとづき、平成 20 年 3 月に策定した「山形県消防広域化推進計画」で、「自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項」「市町村の消防の現況及び将来の見通し」「広域化対象市町村の組み合わせ」等の方針を定めています。

当該計画は「第 1 章 山形県における市町村消防の現状と課題」及び「第 2 章 市町村消防の広域化」から成り、広域化ブロック及び広域化対象市町を置賜 3 市 5 町としました。

### (2) 推進計画の変更

置賜地域は平成 22 年 2 月以降、米沢市、南陽市、高畠町、川西町による消防広域化実施に向けて準備することとしたため、計画を変更する必要が生じました。県では、國の方針及び推進計画の主旨を鑑みて、消防広域化実施を最大限支援する必要性から、地域の実情に合わせた推進計画の変更を行うものとして、基本的な方向性はそのままに、平成 22 年 11 月 16 日に広域化対象市町村を置賜 2 市 2 町に修正し、推進計画を変更しています。

山形県では、上記の推進計画にもとづき、広域化対象市町である置賜 2 市 2 町に対して支援や指導を行います。また、國では広域化対象市町村で進める事業に対する財政支援を行うものとしています。

## II 置賜 2 市 2 町の現況と消防の課題

### 1 地域の概況

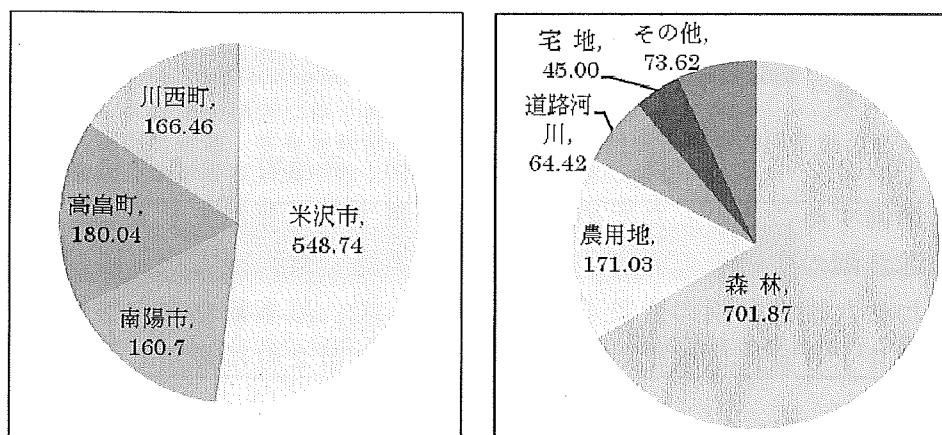
#### (1) 地勢

置賜 2 市 2 町は山形県南部に位置する置賜地域で、東南置賜地域ともいわれ、本圏域の東部境界には奥羽山脈、南部には吾妻・飯豊の山系が連なり、周囲は山岳・丘陵で囲まれています。また、本圏域の東部を山形県の代表河川である最上川が流れ、その流域に米沢盆地・長井盆地が形成されています。

本圏域の土地利用区分別面積では、森林が 66.5%、農地が 16.2%となっています。

図 2 置賜 2 市 2 町の面積及び利用区分

(単位 : km<sup>2</sup>)



「平成 20 年 山形県統計年鑑」による。

#### (2) 人口及び世帯状況

図 3 置賜 2 市 2 町の人口構成 (H17 国調と H21.10.1 の比較)

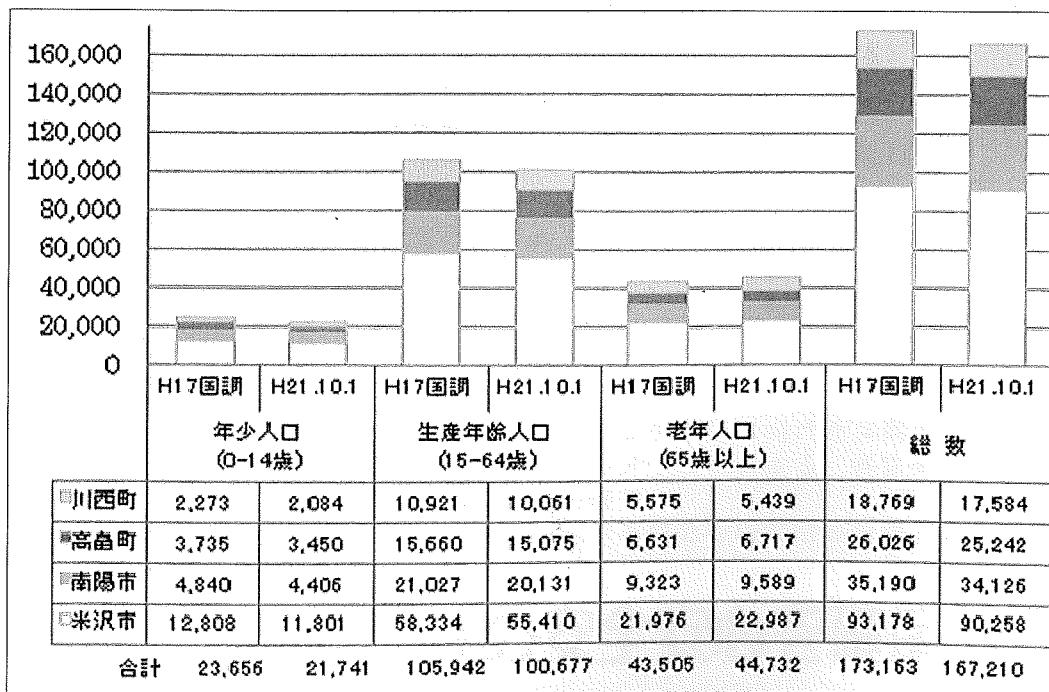


表 1 置賜 2 市 2 町の世帯及び人口集中地区

区分	市町名	米沢市	南陽市	高畠町	川西町	合計
世帯数	H17 国調	33,314	10,557	7,222	4,803	55,896
	H21.10.1	33,205	10,676	7,330	4,633	55,844
人口集中地区	H17 国調	47,987	12,852	5,184	—	—
市街地人口(各消防本部調べ)	約 65,000	約 27,800	約 11,600	準市街地	—	—

図3、表1とともに「山形県社会的移動人口調査結果報告書」による。人口の総数には「年齢不詳」を含む。

平成17年の国勢調査では、本圏域の人口は173,163人、世帯数は55,896世帯であったが、人口は減少し、世帯数は横ばい傾向にあります。

図3及び表1から、人口減少に比較して世帯数はほぼ横ばいであり、1世帯当たりの少人数化が進んでいることがうかがえるとともに、少子高齢化も確実に進行していることがわかります。

市町別にみると、米沢市では人口減少、南陽市では世帯の少人数化、高畠町では高齢者人口の増加、川西町では人口における高齢者率の増加が顕著になっています。

### (3) 管内人口の将来推計

以下の2表より、置賜2市2町全てで人口の大幅な減少が予測されていますが、少子高齢化の進行とともに、高齢者世帯の増加も課題となっています。

図4 将来人口推計 (年齢別) (単位：人)

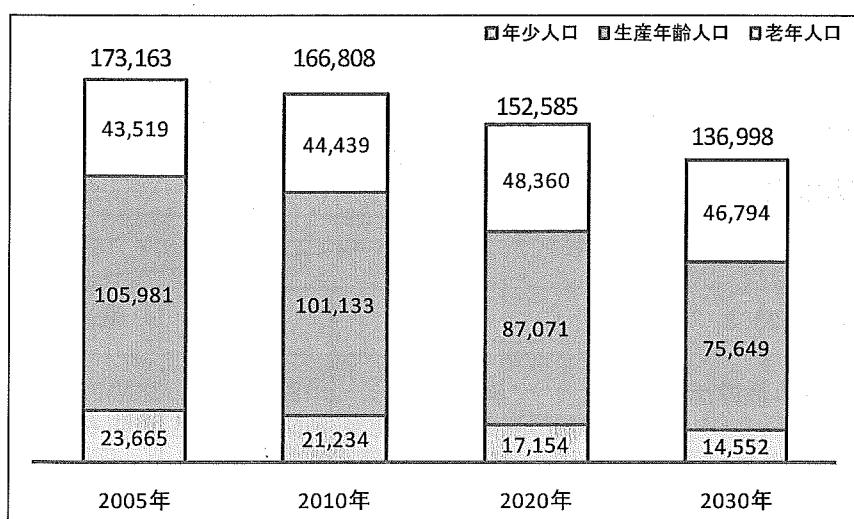
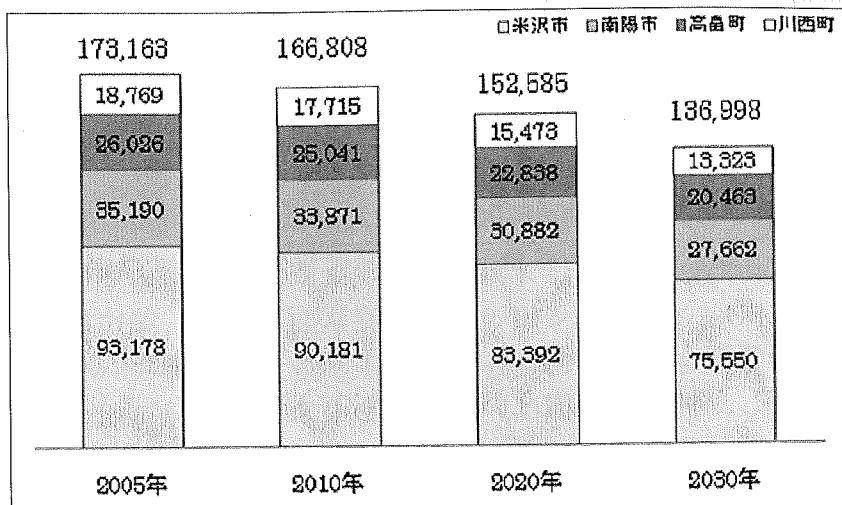


図4,5とともに、国立社会保障・人口問題研究所作成データによる。なお、2005年のみ国調実数で、他はすべて推計。

図 5 将来人口推計 (市町別)



## 2 置賜 2 市 2 町の消防業務の状況

置賜 2 市 2 町における消防業務は、昭和 24 年に米沢市に消防本部が発足するまでは全市町とも非常備消防組織が担ってきました。その後、昭和 40 年代には 1 市 2 町に消防本部が発足し、常備消防組織と非常備消防組織である消防団との密接な連携により、現在の消防組織体制を形成してきました。

現代の消防業務は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応する必要があります。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分ではない状況にあります。

表 2 消防組織の変遷

非常備消防						常備消防組織への移行
非常備消防組織による災害対策	S23.3	S24.4	S42.4	S43.4	S45.4	現在に至る
	消防組織法施行	米沢市消防本部発足	高畠町消防本部発足	川西町消防本部発足	南陽市消防本部発足	

### (1) 置賜 2 市 2 町の消防の概況

#### ① 置賜 2 市 2 町の消防本部署所の位置及び人員

各市町とも、消防力の整備指針に示す消防署数は満たしており、万全な出動体制の確保に努めています。

また、職員数については、各市町の車両の配置状況等も合わせた総合的な消防力を見る必要があるものの、充足率については最も高いところでも 80% 強に止まっている状況にあります。

表 3 各消防署所の所在地 (上段は名称、下段は所在地)

消防本部	米沢市消防本部 米沢市金池 5-2-41	南陽市消防本部 南陽市三間通 445-2	高畠町消防本部 高畠町大字高畠 528	川西町消防本部 川西町大字上小松 1736-2
	米沢市消防署 消防本部に同じ	南陽市消防署 消防本部に同じ	高畠町消防署 消防本部に同じ	川西町消防署 消防本部に同じ
消防署・分署・出張所	東部分署 米沢市万世町片子 156-1			
	北部出張所 米沢市雄田町藤泉 96-5			
	南部出張所 米沢市本町 2-6-35			
	西部出張所 米沢市館山 5-1-36			

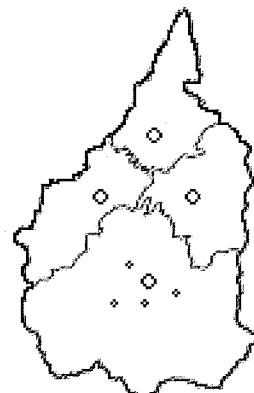
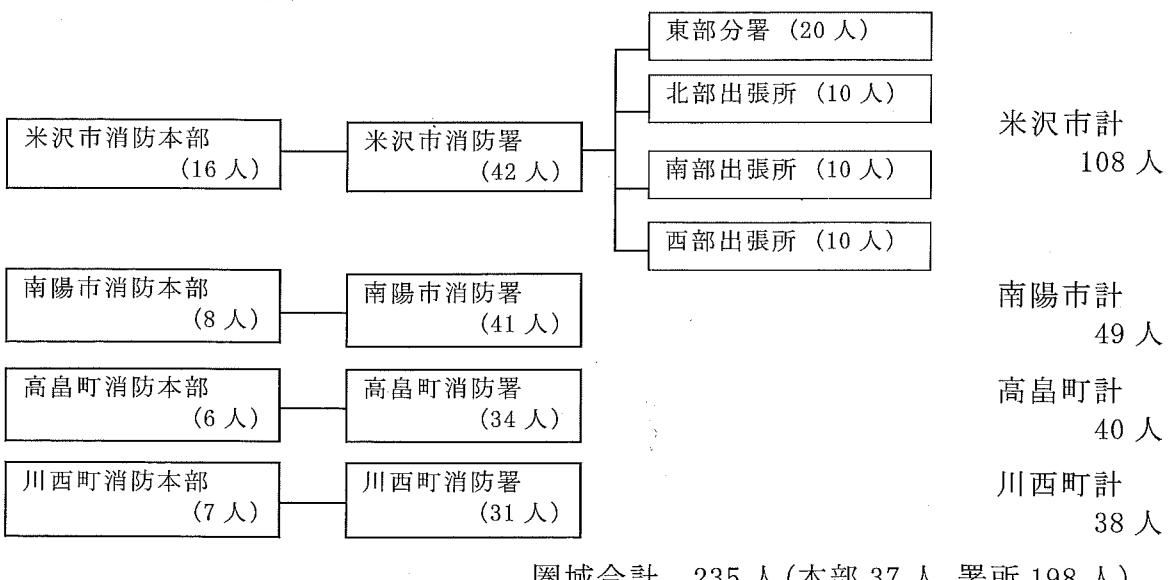


表 4 消防職員の状況 (「消防概況(山形県消防長会)」による) 平成 22.4.1 現在

市町名	米沢市	南陽市	高畠町	川西町	合 計
定 員	109 人	51 人	44 人	37 人	241 人
実員数	108 人	49 人	40 人	38 人	235 人
消防署	1 署	1 署	1 署	1 署	4 署
分署・出張所等	4 (1 分署・3 出張所)	—	—	—	4
消防職員数の整備指針に対する充足率	75.5%	54.3%	74.1%	80.9%	70.2%
(基準吏員数)	(143 人)	(92 人)	(54 人)	(47 人)	(336 人)

図 6 各消防組織の人員



## ② 庁舎・車両等

表 5 消防庁舎・消防救急車両等の現況

(「消防概況(山形県消防長会)」による) 平成 22.4.1 現在

区分	消防庁舎		消防救急車両							通信指令設備			
	建築年度	内 容	ポンプ車	梯子車	化 学 車	救 急 車	救 工 車	指揮車等	合 計	開始年	シス テム	指 命 席 数	
米沢市	本部・署	S46	RC 造 2F	3	1	2	1	5	12	平成 17 年	離島型 (Ⅱ型相当)	3 席	
	東部分署	H6	SRC 造 2F	1		1	2		4				
	西部出張所	S45	S 造 1F	1					1				
	南部出張所	S47	S 造 2F	1					1				
	北部出張所	S57	S 造 2F	1					1				
	小 計			7	1	1	4	1	6	20			
南陽市	本部・署	S45 (S63 増築)	RC 造 2F (S 造 2F)	2		1	3	1	5	12	平成 7 年	離島型	2 席
高畠町	本部・署	S42 (S51 改築)	RC 造 2F	3			2	1	2	8	平成 5 年	離島型	2 席
川西町	本部・署	S54 改築	RC 造 2F	1			2	1*	2	6	平成 14 年	離島型	2 席
合 計			13	1	2	11	3	15	46				

上表の状況から、各市町の庁舎は建築年数の経過に伴う老朽化が進行しており、施設更新の必要性が高まっています。また、消防救急車両及び通信指令設備は、いずれも消防力の整備指針にもとづいて設置されていますが、これらは耐用年数や損耗状況に応じて定期的な更新が必要となっています。

## (2) 置賜 2 市 2 町の消防出動の状況

### ① 火災出動状況

置賜 2 市 2 町における平成 21 年中の火災発生件数は、95 件（前年 61 件）で前年より 34 件増加し、死者は 2 名（前年 5 名）で前年より 3 名の減少となっており、負傷者は 7 名（前年 13 名）で前年より 6 名の減少となっています。

件数の推移については、人口や世帯数の推移とは必ずしも相関関係ではありませんが、各年の比率でみると、米沢市の件数は他市町と比較して多い状況にあります。

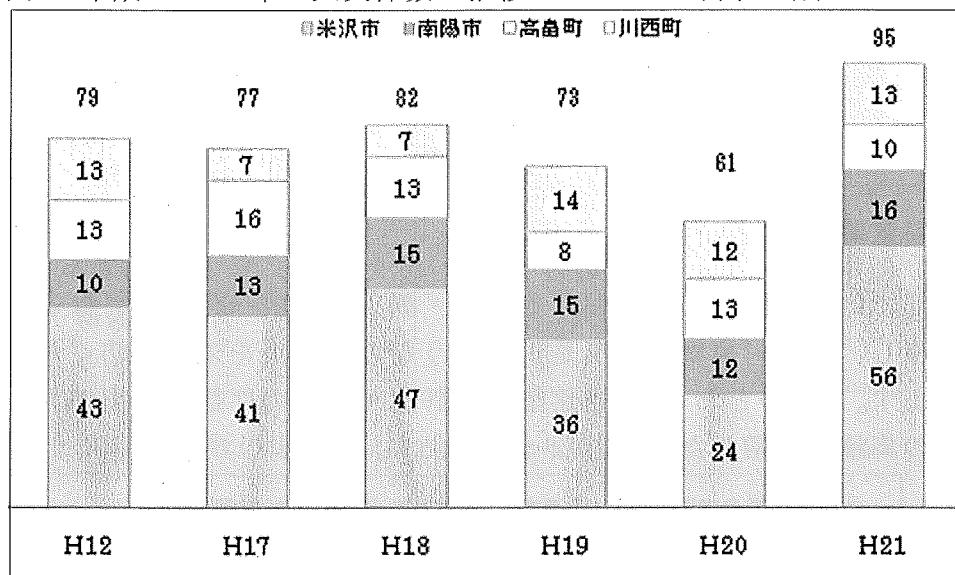
表 6 平成 21 年の火災出動状況

(単位：件)

区分	米沢市	南陽市	高畠町	川西町	合計
出動件数(件)	56	16	10	13	95
建物焼損棟数(棟)	46	10	7	13	76
死傷者数 (人)	死 者 2				2
	負傷者 5	1		1	7

図 7 平成 17~21 年の火災件数の推移

(単位：件)



## ② 救急救助出動

表 7 及び図 8 の救急出場及び救助出動件数をみると、市町別の人口規模に相関しています。

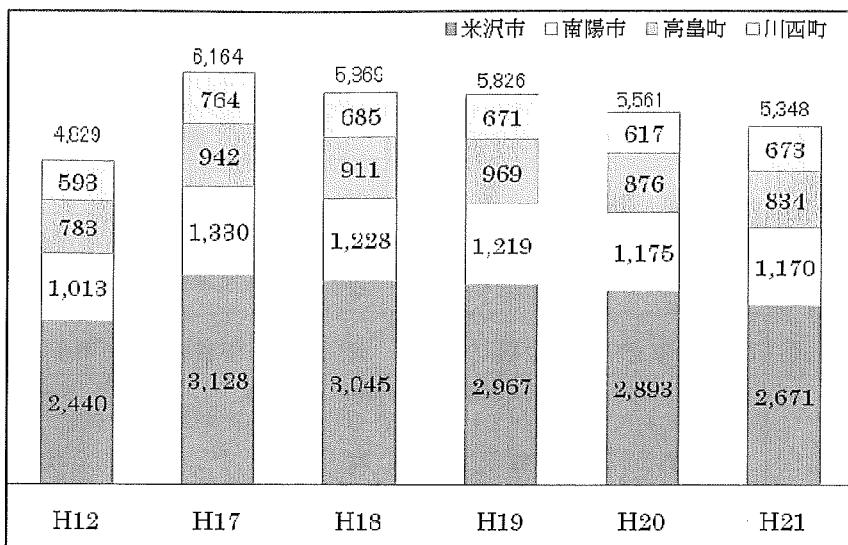
なお、置賜 2 市 2 町における平成 21 年中の救急出場件数は 5,348 件、搬送人員は 5,113 名で、平成 12 年の出動件数 4,829 件と比べると約 10.7% 増加しています。活動状況は 1 日平均 14.7 件、約 9.8 分に 1 回の割合で出動し、圏域人口の約 3.2 人に 1 人が救急搬送されており、年間の救助出動件数は 76 件で、42 名を救助しています。

表 7 平成 21 年の救急救助出動状況

区分	米沢市	南陽市	高畠町	川西町	合計
<b>救急出場</b>					
出場件数(件)	2,671	1,170	834	673	5,348
搬送人数(人)	2,505	1,128	810	670	5,113
<b>救助出動</b>					
出動件数(件)	41	13	12	10	76
活動件数(件)	15	7	11	7	40

図 8 平成 12, 17~21 年救急出場件数の推移

(単位：件)



### (3) 許認可同意等状況

各消防本部では、危険物施設における火災・漏えい事故への対策、保安体制等の安全対策等を実施し、防火対象物の違反是正を行うなど、火災を未然に防ぐための予防業務を行っています。下表のとおり、該当建築物や許認可申請の件数は市街地人口をはじめ、商業施設等の集積と相関した状況となっています。

表 8 政令防火対象物の状況 (H22. 4. 1 現在 ただし査案件数は H21. 1. 1~H21. 12. 31)

区分	米沢市	南陽市	高畠町	川西町	計
政令防火対象物数	2,478	1,124	492	314	4,408
査察実施件数	196	303	119	132	750
危険物施設数	637	175	136	108	1,056
5階以上の高層建築物数	73	3		3	79
うち、31m超100m未満	4			2	6

表 9 平成 21 年の建築同意処理状況及び危険物製造所等施設状況

(各市町消防年報による)

区分	米沢市	南陽市	高畠町	川西町	計
建築同意件数	139	45	30	18	232
製造所数	17				17
貯蔵所数	480	122	97	76	775
取扱所数	140	53	39	32	264
計	637	175	136	108	1056

### (4) 非常備消防及び消防水利の状況

#### ① 消防団の状況

各市町の消防業務は、常備消防である消防本部及び消防署とともに、非常備消防とし

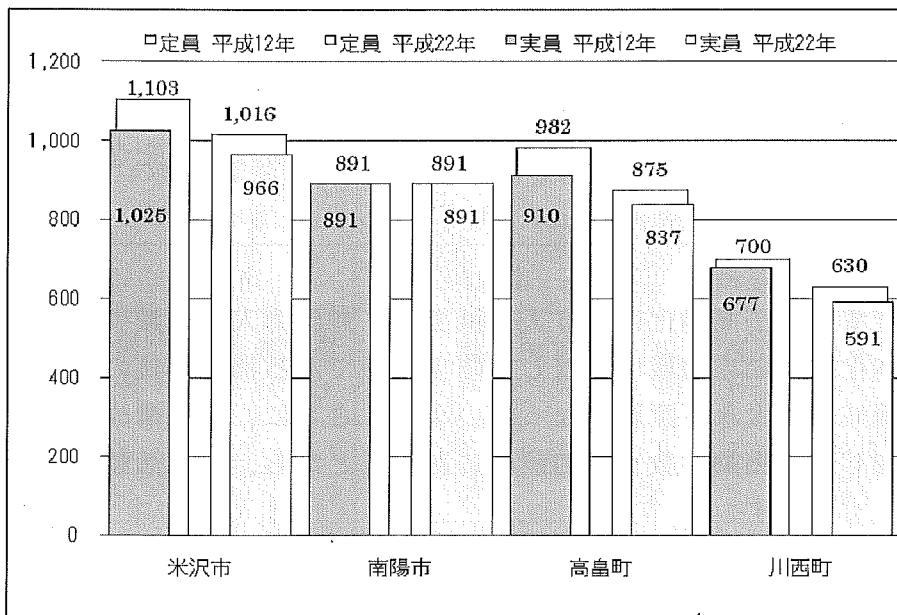
て地域住民が消防活動を行う消防団を組織しており、密接に連携しながら業務を遂行しています。

また、消防団は消火活動以外にも、地域に密着した防災活動や老人世帯の見廻りや除雪ボランティア、防犯活動など消防業務以外にも多岐にわたる地域活動を行っています。

表 10 消防団の状況 (平成 22.4.1 現在)

消防本部名	米沢市	南陽市	高畠町	川西町
消防団数	1	1	1	1
分団数	16	8	6	7
団員数 (人)	定員	1,016	891	875
	実員	966	891	837
	充足率(%)	95.1%	100.0%	95.7%
現有装備 (台)	普通車	7	10	6
	タンク車	1		
	小型動力	87	40	68
	積載車	21	22	8
	その他		1	

図 9 消防団員数の比較 (H12 年と H22 年の比較) (単位 : 人)



消防団員の充足率は山形県の充足率 95.9 % とほぼ同じですが、図 9 からわかるように、南陽市以外の市町はすべて消防団員が減少しており、定員も削減されている状況にあります。また、山形県の調査では、消防団員の就業形態が自営業者等の比率が 30 年前は約 73 % でありましたが、現在は約 22 % で被雇用者数が大幅に増加しており、勤務地が他市町の団員も多いこともあり、特に昼間に招集できる消防団員が減少しています。

今後、少子高齢化がより一層進めば、消防団員の確保が重要な課題となり、常備消防の果たすべき役割がさらに重要となります。

## ② 消防水利の状況

各市町の消防水利は、消防法により定められた消防水利の基準にもとづいて当該市町が指定または設置しているものですが、災害時に使用するため、常備消防と非常備消防双方で維持管理をしています。

消防水利の中には、民有地や市町へ寄附された土地もあることから、取扱いは市町によって異なっています。

表 11 消防水利の設置状況 (H22.4.1 現在「H22年消防概況」(消防長会)による)

区分	米沢市	南陽市	高畠町	川西町	計
消火栓(本)	611	193	280	167	1,251
防火水槽(基)	515	417	301	207	1,440
プール(面)	21	2	7	9	39
河川口等(箇所)	25				25
濠池等(面)	15	5	29		49
井戸(本)	2				2
総 計	1,189	617	617	383	2,806

## 3 置賜地域の消防の課題

### (1) 消防救急を取り巻く課題

消防は、地域住民の安全安心を確保し生命・身体・財産を守るために業務を遂行していますが、社会構造の変化や自然災害の頻発と内容の変化により、消防救急活動への要望も大きく変化しており、厳しい財政状況が続く中で行財政改革を進めながら応えていく必要があります。

#### ① 社会構造の変化

全国的に進行する少子高齢化に伴う人口減少は、労働力人口の減少に直結しており、地方財政の弱体化だけなく地域に密着した防災組織である消防団員の減少にもつながっており、置賜地域でも大きな課題となっています。さらに、家族構成の変化に伴い、高齢者世帯が増加し救急出動件数も増加傾向にあることから、救急活動の迅速化・高度化が一層求められています。

#### ② 災害の変化と多様化

近年、自然環境の変化や社会環境の変化に伴い、災害は地震・豪雨等の自然災害からN B Cテロの特殊災害、インフラ施設における人的災害など大規模化・多種多様化しており、これらの災害等に的確に対応していくために、人・技術・資機材等あらゆる面からも、消防体制の強化が求められています。

置賜地域においては、豪雪地帯であるため冬期間は現場到着に多大な時間を要することや、置賜地域を縦断する活断層（長井盆地西縁断層帯）に起因する地震災害への対応が必要となっています。また、交通事故、火災等による救助出動のほか、硫化水素事故、新型ウイルス等の特殊災害や自然災害等に対応できる体制を構築する必要性が高まっています。

### ③ 地方行財政の変化

国及び地方の厳しい経済状況は21世紀に入ってからも断続しており、地方公共団体の行財政運営においても人員削減や事務の効率化を中心とした行財政改革を進めながら、行政サービスの拡充に努めています。

消防救急活動の基本は人員にあり、置賜地域の各市町をはじめとして、常備消防である消防本部・消防署、非常備消防の消防団が連携して消防活動にあたっているほか、救急救命士の育成や高度な救助技術の習得などを進め、救命率の向上を図っていますが、消防救急車両の更新や高額となる特殊な資機材の導入については、厳しい財政状況から計画的な整備が進んでいない状況にあります。

こうした国や地域における社会状況が変化する中、置賜2市2町では、地域住民の安全安心を守るために、以下に挙げる消防の課題を解決または軽減が必要となっています。

#### (2) 消防力の課題

一般に小規模な消防本部ほど、人口当たりの職員数が多く、職員の絶対数が少ないため重複出動に人員余裕がなく、消防庁が定める「消防力の整備指針」による基準吏員数を満たすことは困難なため、恒常的な兼務体制や非番招集体制を余儀なくされる傾向にあります。

置賜2市2町の各消防本部についても、米沢市消防本部以外は職員数が50人以下となっており、本部要員の確保が難しいため専任職員を配置できず、ほとんどが本部内の他係や署との兼務職となっており、出動体制でも兼務せざるを得ない状況です。

表 12 消防力の整備指針による基準と現有救助隊・救急隊の状況

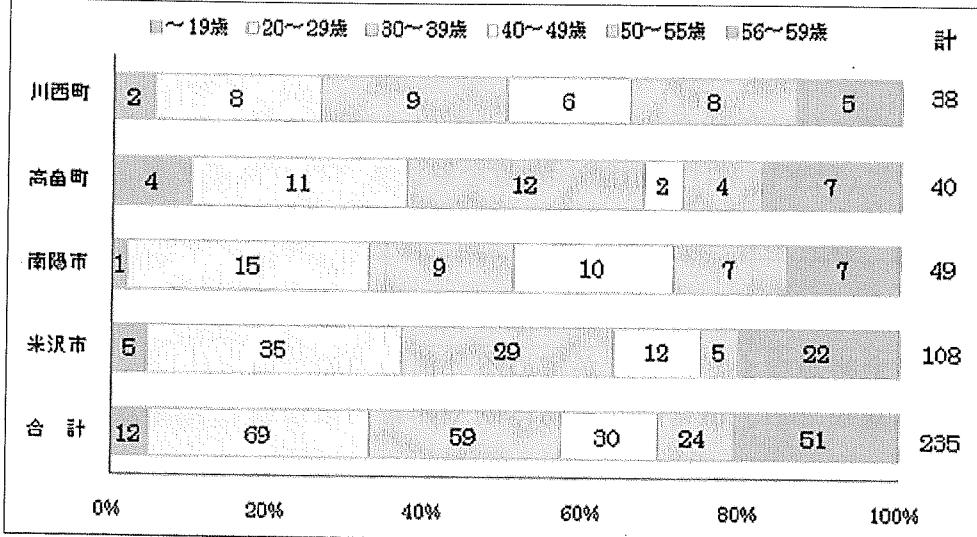
平成22年4月1日現在（山形県消防長会「平成22年度消防概況」より）

消防本部名		米沢市			南陽市			高畠町			川西町		
消防力の基準と現有区分		基準	現有	充足率(%)	基準	現有	充足率(%)	基準	現有	充足率(%)	基準	現有	充足率(%)
署所数		3	5	166.6	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
ポンプ車等数		10	11	110.0	8	7	87.5	3	3	100.0	3	3	100.0
人員		143	108	75.5	92	50*	54.3	54	40	74.0	47	38	80.9
救助隊設置状況	専任	隊数	1										
	専任	隊員数	10										
	兼任	隊数				1			1			1	
	兼任	隊員数				36			9			10	
救急隊設置状況	専任	隊数	2										
	専任	隊員数	18										
	兼任	隊数				2			2			2	
	兼任	隊員数				36			23			21	
現救急隊員のうち有資格者数		18			36			23			21		

消防本部名		米沢市	南陽市	高畠町	川西町
者救急のうち格	I 課程	6			
	II 課程標準課程	57	28	26	28
	救急救命士	13	8	8	6

※ 南陽市の現有人員には、事務吏員 1 名を含む。

図 10 消防本部別の消防職員年齢構成（構成比率によるグラフ表示）(H22. 4. 1 現在)（単位：人）



4 消防本部の全体職員数は 235 名（市町長部局からの派遣を除く）で、56 歳以上の職員が 51 人、50 歳以上で見ると 75 人が在職しており、職員全体の約 3 割を占めており、今後 10 年間で全体の 28.2 % の経験と技術を兼ね備えた熟練職員が退職することになります。

消防力の指針にもとづく消防車両数は充足していますが、運用に必要となる消防職員については、兼務・乗換等により対応している状況ですが、消防事務量の増大・災害の多様化など業務が複雑多岐に渡っています。また、専門的で高度な知識を必要とする業務が多く、救急救命率の向上のための専門職（救急救命士等）を計画的に採用する必要があります。

職員の教育・研修・訓練等で人材の育成、また、高齢化に伴う体力練成等も必要ですが、小規模な消防本部では人事ローテーションが設定しにくいなど、職務経験不足や年齢構成に不均衡が生じやすくなっています。

各消防本部でも、職員採用数や専門職員の育成研修を抑制した時期があり、今後の人材育成や出動体制の維持に向けて、継続した職員確保が求められています。

### (3) 災害出動の課題

普通規模災害出動については、現在は 4 消防本部が単独で対応しており、1 灾害に出動する車両・人員が限られており、消防団出動、非番者招集を行っています。そのため、出動が重なった場合は、非番者招集等に時間を要するなどといった課題があります。また、市町境界域の災害出動には、隣接市町へ出動を要請する場合もあります。

大規模災害出動については、初動出動体制を行い、消防団・非番者招集と同時に応援協定にもとづき他署への応援要請をしていますが、要請を受けてからの応援対応に遅れが生じる場合があります。

単独消防本部の災害対応には、人員数、車両及び資機材等の配置状況からも限界があり、現在でも隣接市町との応援協定による協力体制をとっています。消防職員や資機材等の課題とともに、消防広域化によって迅速かつ広域的な出動体制を確立する必要があります。

表 1 3 近年国内で発生した大規模な自然災害、事故、火災の例

自然災害	三宅島噴火(2000)、有珠山噴火(2000)、新潟・福島豪雨(2004)、福井豪雨(2004)、新潟県中越地震(2004)、平成18年豪雪(2006)、新潟県中越沖地震(2007)、岩手・宮城内陸地震(2008)
原子力事故	美浜原発事故(2004)
鉄道事故	JR 福知山線脱線事故(2005)、JR 羽越本線脱線事故(2005)
火災	歌舞伎町ビル火災(2001)、大阪個室ビデオ店放火事件(2008)、群馬県老人ホーム火災(2009)
その他	SARS(2002)、新型インフルエンザ ほか

#### (4) 財政的課題

財政的な課題としては、各消防施設の耐震化、老朽化に伴う改築、消防車両・資機材等の更新整備などは、各市町の厳しい財政事情により整備が進まない状況にあります。

また、平成21年度の常備消防費に係る各市町決算状況は表14のとおりですが、消防職員の入件費が経費の大半を占めており、置賜2市2町に限らず規模の小さな消防組織では同様の傾向にあります。

表 1 4 平成21年度消防費歳出決算額

(単位：千円)

市町名 費目名		米沢市	南陽市	高畠町	川西町	合計
常備消防費※	人件費	706,285	316,397	251,060	268,240	1,541,982
	物件費	47,638	13,461	14,412	58,429	133,940
	維持補修費	4,981	1,935	1,712	1,987	10,615
	補助費等	16,152	3,574	3,839	1,987	25,552
	普通建設事業費	93,358	6,584	9,056		108,998
合計		868,414	341,951	280,079	330,643	1,821,087

※ 常備消防費とは、9款消防費のうち常備消防経費を合算した経費です。したがって、退職手当（又は退職手当組合負担金）等の9款以外から支出している経費は含んでおりません。

消防救急活動には財政規模の大小にかかわらず、消防庁で定める「消防力の整備指針」にもとづいて消防職員を配置する必要があります。消防力の維持に必要な人員を確保しながら財政負担の抑制を図るために、行財政改革と業務の効率化を図るだけでなく、消防組織を統合して規模を拡大し、スケールメリットによる消防組織運営の効率化を進める必要があります。

### III 置賜2市2町の消防広域化

#### 1 消防広域化の検討経過

置賜3市5町は山形県消防広域化推進計画（平成20年3月策定）で広域化対象圏域の指定を受けるなど、常備消防組織の広域化に向けた支援体制もあり、検討協議を重ねた結果、単独消防体制である置賜2市2町で常備消防を広域化することとしました。

本組合では、置賜2市2町による消防広域化実現に向けた準備事務を進めるため、平成22年4月に消防広域化準備室を設置し「置賜2市2町消防広域化準備組織要綱」を定め、具体的な準備を進めてきました。理事会を最終決定機関とする準備組織において、各市町の担当者による課題の整理と広域消防体制づくりに向けた、出動体制・組織・制度・財政等の調整作業を進め、置賜2市2町は平成24年4月1より、常備消防を広域化し本組合の共同処理業務とすることとしたものです。

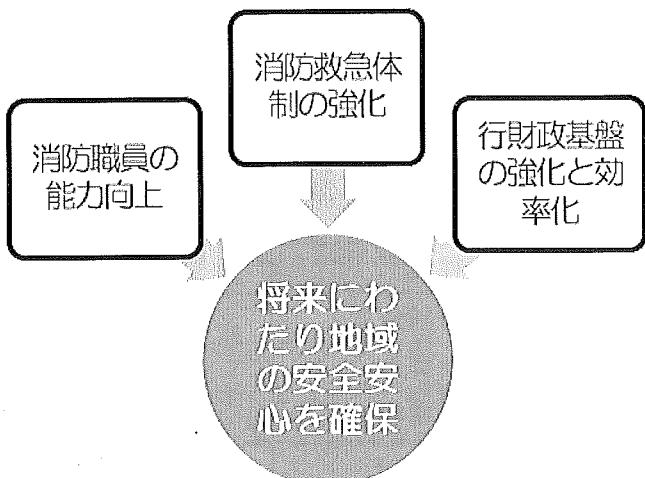
#### 2 消防広域化による効果

置賜2市2町の消防広域化は、初動出動体制の広域的な強化、出動可能範囲の拡大、災害及び救急への迅速かつ広範囲な対応の充実強化を図るものとしており、消防力の向上により将来的な地域の安全安心が確保されるものと考えられます。

また、消防広域化により市町間の災害対策体制及び防災関連でも連携を期待でき、災害に強い地域づくりが期待できるものです。

さらに、消防組織の統合によって行財政運営を効率的に行うことができ、組織の規模拡大によるスケールメリットで得られる、財源の集中と財政効率化は市町の財政負担を軽減することになり、地域住民の負担を抑える効果があります。上記のような効果を早期に、また確実に得るため、置賜2市2町の消防広域化の確実な実施に向けて、国及び県の施策にもとづく支援を受けながら、各市町と本組合で準備を進めています。

図 11 消防広域化による効果



##### (1) 消防救急出動体制の強化

消防広域化により、4消防本部を統合し指揮命令を一元化でき、迅速かつ連携のとれた消防活動を置賜2市2町に展開することができます。また、各消防署所を一体的に把握し統括指令のできる、高機能消防指令センターを整備することで、初動出動の時点での出動台数を強化することが可能となり、出動要請の内容や部隊の出動状況に柔軟かつ的確に対応できます。

また、市町境界地域の災害へは、自市町よりも隣接市町から出動した方が早い場合も

あり、現在は応援出動要請により対応していますが、こうした課題についても指揮命令系統が一元化され、広域的に出動体制を組むため、応援要請を必要とせず直接出動指令を出して、迅速に対応することが可能となります。

さらには、組織の統合により大規模災害が発生した場合に、緊急援助隊等の集結や編成が迅速化されるだけでなく、待機部隊の確保など出動体制の強化が図られます。

## (2) 消防職員の能力向上

消防・救急・救助技術の向上のため、高度な専門資格の取得や長期間の派遣を必要とする研修受講について、必要性が高いものの単独消防では人員確保が困難であるなどの課題があります。広域消防体制ではスケールメリットを活かして、柔軟な人員配置によって実施しやすくなり、財政負担を軽減しながら消防職員全体の能力向上を計画的かつ効果的に実現できます。

また、広域的に人員配置を見直し、適正配置を進めていくことで人事の硬直化の回避と、全体的な年齢構成の不均衡を解消でき、組織の活性化が図られます。

## (3) 行財政基盤の強化と効率化

市町ごとに組織していた消防本部及び通信指令は、消防広域化とともに統合することにより、効率的な運営を図ることが可能となります。組織体制の効率化によって、出動部隊を中心として資格・経験・年齢等を配慮した人員配置とともに、勤務条件等の調整統一により、将来的な人件費の適正化も図ることができます。

また、庁舎及び車両等の更新についても、スケールメリットを活かした財政計画を立てることが可能になり、広域的な視点でより高度な消防資機材の導入や、財政負担を軽減しながら適切な庁舎更新などが可能となるほか、消防組織が統一されることで、事務手続きや各種申請様式、事務運用方法等も統一でき、効率的な行財政運営が図られます。

さらに国の施策である、平成24年度末までの消防広域化に対する有利な財政支援を有効活用することで、市町の財政負担を抑えながら、広域消防体制整備を図られます。

置賜2市2町が確実に消防広域化を実現し、上記の効果を發揮しながら地域の安全安心を確保するための方針及び広域化後の消防体制について、次ページ以降の考え方にもとづいて進めていくものとします。

## IV 広域化後の円滑な運営を確保するための基本方針

置賜2市2町では、消防を広域化し本組合の共同処理業務とするものとして、本組合に消防広域化準備室を設置し、平成22年4月から具体的な方針や進め方、広域化後の消防体制について協議を進めてきました。

「広域消防運営計画」は、関係市町理事協議会で協議決定し、関係市町議員協議会（任意組織）での報告説明を経て理事会で合意された、「主要調整項目」をはじめとするこれまでの協議調整結果をもとに、広域化後の消防体制と各市町との連携、各市町独自の消防組織である消防団との密接な連携についての方策を定め、置賜2市2町による広域消防体制を実現するために作成するものです。

ここまで説明してきた課題を解決または軽減するためにも、置賜2市2町の消防広域化は実現すべきですが、地域住民の安全安心を将来的に確保することにより、各市町においても地域コミュニティの活性化に資することが期待できます。

広域消防体制において地域住民の生命、財産を守るために、地域状況に配慮した消防業務を、各市町に所属し地域に密着して活動する消防団との緊密な連携体制のもとで、効率的かつ効果的に遂行するものとして、各市町担当部署と円滑な業務連携を行い、将来的にわたり置賜2市2町の消防救急業務の強化と充実を図るものとします。

### 1 主要調整項目

「主要調整項目」とは、置賜2市2町の消防広域化を実施するために特に重要かつ根幹にかかわるものであり、理事者間の協議決定が必要となる項目で5項目あります。

なお、関係市町理事協議会で協議決定のうえ、本組合理事会で合意された内容は以下のとおりです。

#### 主要調整項目（平成22年9月13日 本組合理事会合意事項）

##### 1 統合方式

統合方式は一部事務組合方式とし、置賜広域行政事務組合による複合事務として消防業務を展開します。

なお、米沢市、南陽市、高畠町及び川西町の常備消防業務は、置賜広域行政事務組合に移管されます。

##### 2 統合期日

広域化体制への移行は、平成24年4月1日とします。

##### 3 組合規約、条例及び規則等の取り扱い

置賜広域行政事務組合規約を一部変更し、消防事務を新たに追加するものとします。

条例及び規則等については、新たに整備するものとします。

#### 4 組合執行機関及び議会

執行機関及び議会については、置賜広域行政事務組合において調整するものとします。

#### 5 新消防本部及び消防署の名称と位置並びに管轄範囲

統合時の新消防本部は、現在の米沢市消防本部及び米沢市消防署に設置するものとします。

新消防本部の名称は、「置賜広域行政事務組合消防本部」とし、併設する消防署の名称は「置賜広域行政事務組合米沢消防署」とします。

新消防本部の管轄範囲は、現在の米沢市消防本部、南陽市消防本部、高畠町消防本部及び川西町消防本部を合わせた管轄範囲とします。

主要調整項目で決定した内容をもとに、広域化後の消防体制についての具体的な統合案、事務手続き等を定めますが、それらは、広域消防運営計画に盛り込むべき事項として、別途説明するものとします。

## 2 広域化の方式

### ・・・「主要調整項目 1 統合方式」

置賜2市2町の消防業務を統合し、既にある一部事務組合である置賜広域行政事務組合の複合事務として、共同処理業務に加えるものとします。

#### (1) 置賜広域行政事務組合において共同処理する事務

共同処理する事務については下表のとおりですが、消防の広域化に伴い、「2市2町の消防及び救急業務に関する事務」を新たに追加するものです（下表の網掛け部分が追加となる広域消防業務）。

表 15 置広の共同処理業務一覧

共同処理する事務	市町名	米沢市	長井市	南陽市	高畠町	川西町	白鷹町	飯豊町	小国町
置賜広域市町村圏計画の策定並びに当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
コンピューター利用による行政事務の情報処理共同事業に関する事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広域交流拠点施設（余熱利用施設）の設置及び管理運営に関する事務	置賜スポーツ交流プラザ 湯るっと	○	○	○	○	○	○	○	○
し尿共同処理施設の設置及び管理運営に関する事務	米沢クリーンセンター 長井クリーンセンター	○	—	—	—	—	—	—	○

共同処理する事務		市町名	米沢市	長井市	南陽市	高畠町	川西町	白鷹町	飯豊町	小国町
	南陽クリーンセンター	—	—	○	○	○	—	—	—	—
し尿の収集運搬事務（委託）	南陽クリーンセンター	—	—	○	○	○	—	—	—	—
ごみ共同処理施設の設置及び管理運営に関する事務	可燃	千代田クリーンセンター	○	○	○	○	○	○	○	○
	不燃	長井クリーンセンター	○	○	○	○	○	○	○	○
	資源	千代田クリーンセンター リサイクルプラザ	○	○	○	○	○	○	○	○
死亡獣畜保冷施設の設置及び管理運営に関する事務	死亡獣畜保冷センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○
最終処分場跡地利用公園の設置及び管理運営に関する事務	浅川ふれあい公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○
南陽養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務	南陽やすらぎ荘	○	—	○	○	○	—	—	—	—
消防及び救急業務に関する事務		●	—	●	●	●	—	—	—	—

## (2) 規約改正及び条例制定について

・・・「主要調整項目3組合規約、条例及び規則等の取り扱い」

### ① 規約改正

本組合が常備消防についての広域消防業務を遂行するためには、置賜広域行政事務組合規約に定める共同処理業務に広域消防業務を追加する必要があり、規約改正を行わなければなりません。

規約の改正は、規約改正案を構成市町議会で協議し同意（議決）を得て、山形県に申請のうえ県知事の許可を得る必要があります。平成23年4月の規約改正申請を目標に、広域消防運営計画等により将来的な広域消防体制の考え方を示していくものとします。

### ② 条例改正

本組合で広域消防業務を遂行するために、常備消防に関する条例を制定するとともに、置賜2市2町の消防を置広に統合することに伴い、組織、人事、給与等に関する条例についても改正する必要があります。

なお、平成24年4月の広域消防体制移行に必要な条例規則等の改正の優先度に応じて、規約改正後すぐから平成24年3月末までの期間を有効に使って準備を進めるものとします。

また、各市町でも常備消防に関する条例規則等の改廃は、平成23年度末までに計画的に対応を進めていく必要があります。

### 3 組織体制

・・・「主要調整項目 4 組合執行機関及び議会」

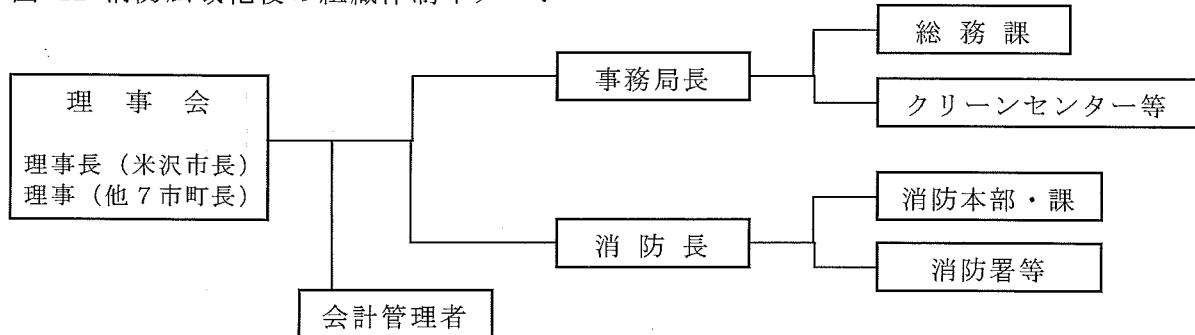
#### (1) 執行機関及び組織体制

本組合の執行機関については、理事会制（3市5町首長の合意制）を採用していることから、広域消防業務に関しても理事会での合意、議決を基本とします。

#### (2) 議会での審議・議決

議会での審議に係る委員会等の審議機関の設置、審議の方法に関しては議会での決定事項ですが、理事会側での検討の方法、手順の関係及び本組合議会の全体の流れの関係から検討するものとします。

図 12 消防広域化後の組織体制イメージ



### 4 スケジュール

・・・「主要調整項目 2 統合期日」

平成24年4月1日の広域消防体制スタートに向けて、各市町及び本組合において準備すべき業務は多岐にわたっています。短期間に消防広域化を実現するため、次ページ以降のスケジュール方針をもとに準備を進めるものとします。

(1) 広域化スケジュール

項目	置賜広域行政事務組合準備事業				広域消防		デジタル化			
	理事協議会	準備室設置	主要調整項目決定	運営計画策定	防災関係機関・消防団等との協議	高機能消防指令センター（本部整備を含む）	規約改正手続	広域消防業務開始	指令業務開始	消防救急無線のデジタル化開始
H21年度										
H22年度				↓	↓					
H23年度	↓	↓			↓	↓	↓			
H24年度										
H25年度										
H26年度										
H27年度									↓	
H28年度							↓	↓		↓

(2) 規約改正等のスケジュール

区分	置賜広域行政事務組合	各市町議会	山形県
H23. 2月	規約改正議案上程の各市町議会提出を置広議会へ説明		
3月		3市5町議会での協議・同意	
4月	規約変更申請	→ 受理審査	
5月	規約改正許可受理		規約改正許可
6月	規約改正報告 設置条例等制定		
9月			
11月	消防業務に係る条例規則等の制定		
H24. 2月	条例規則等制定		
3月		条例規則等改廃	

(3) 会議開催スケジュール

区分		組合議会	議員協議会	関係市町	理事会	理事協議会	関係市町	参与会	幹事会	専門部会	事業予定
H22年度	4月										
	5月				17	9					
	6月		3			17	15	5			
	7月										
	8月					31		25			財産・債務取扱い方針決定
	9月		3	13							主要調整項目決定 財政予測素案提出
	10月							26			財政負担方法・分担率決定
	11月	定例会	15		1						給料・手当等方針決定
	12月				24	24		○	▼		消防団・消防水利取扱い方針決定 広域消防運営計画素案決定
	1月		○	28	○			○			広域消防運営計画案提出・策定
	2月	定例会									各市町へ規約改正議案の送付 H23年度予算 高機能消防指令センター整備準備
	3月					○					各市町議会組合規約改正協議(同意) 車庫2階建設準備(米沢市と調整)
H23年度	4月										組合規約改正申請 高機能消防指令センター入札 起債計画書提出
	5月					○	○	○			組合規約改正許可
	6月	臨時会	○								高機能指令センター契約の議決 (臨時会必要)
	7月										
	8月										
	9月										職員採用試験実施(統一) 起債申請
	10月										被服購入、消防用PC導入入札等
	11月	定例会	○								組合条例・規則等制定
	12月										
	1月										
	2月	定例会	○						▼		H24年度予算 組合条例等制定
	3月										高機能消防指令センター仮運用開始 職員身分移管、財産移管手続等
H24年度											広域消防業務の開始
H25～26年度											消防救急無線デジタル化整備の準備
H27年度											消防救急無線デジタル化整備事業
H28年度											無線デジタル化完了、運用開始

## V 広域化後の消防体制に関する基本事項

広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等の整備が行われます。広域化により消防本部を1つに統合することから、指揮命令系統は一元化されることとなり、通信指令についても同様に統合されることから、災害の覚知（119番通報の受令）から消防救急部隊の出動まで、広域的な把握のうえで対応することとなります。

具体的な出動計画は、高機能消防指令センター整備事業の進捗に合わせ、広域化前年度中に策定のうえ試験運用ができるることを目標に準備するものとします。

### 1 消防本部

・・・「主要調整項目5 新消防本部及び消防署の名称と位置並びに管轄範囲」

#### (1) 位置

主要調整項目の決定事項として、統合時の新消防本部については現在の署所を活用するものとしており、現在の米沢市消防本部及び米沢市消防署（米沢市金池5丁目2-41）に設置するものとします。

なお、統合時の新消防本部の位置については、以下の条件等について理事協議会で協議検討のうえ決定しております。

- ① 消防広域化時に現有する消防施設を有効活用する。
- ② 指揮命令の一元化により迅速かつ効率的な消防救急活動を行うため、消防本部と通信指令は一体に配置するものとし、設置可能なスペースを有する施設、用地とする。
- ③ 予防、警防業務の市町別該当件数、消防事務等の業務の効率性を勘案する。
- ④ 関係市町理事協議会で協議し、設置市町について合意できる場所とする。

#### (2) 名称

新消防本部の名称は、「置賜広域行政事務組合消防本部」とします。

#### (3) 組織

消防広域化に関して、署所の配置及び組織体制に対し安全安心を求める住民意識に配慮するとともに、常備消防と密接な関係にある非常備消防に対しても配慮する必要があることから、広域化移行時の署所の配置及び組織体制は、現状の4消防署体制を基本とします。

なお、将来の消防本部（及び通信指令）・消防署・分署・出張所数等については、広域化後に見直しを行い、計画的に整備を図るものとします。

また、消防本部及び通信指令は広域化により統合し、高機能消防指令センターとして現在の米沢市消防本部に設置するものとして、下記を基本方針として具体的に調整を図るものとします。

#### 消防本部組織体制について

- |                        |       |             |
|------------------------|-------|-------------|
| ① 消防長 1名、消防次長（署長兼務） 1名 | ・・・・・ | 計 2名        |
| ② 消防総務課                | ・・・・・ | ・・・・・ 計 6名  |
| ③ 予防課                  | ・・・・・ | ・・・・・ 計 7名  |
| ④ 警防通信課                | ・・・・・ | ・・・・・ 計 17名 |
| (警防 5名、通信 12名)         |       |             |
| ⑤ 山形県派遣                | ・・・・・ | ・・・・・ 計 2名  |
| 常時 2名（消防学校教官・消防防災航空隊員） |       |             |
| ⑥ 本部人員((1)～(5)の合計)     | ・・・・・ | 合計 34名      |

#### (4) 権限

広域化後は基本的に許認可同意等をはじめとした権限は消防本部にありますが、住民の利便性を確保するとともに、本部人員数と業務量を勘案してある程度の決裁権限を各消防署長に付与する方向で調整するものとします。

また、各市町の災害対策本部及び国民保護会議等への参加の必要性、消防及び危機管理担当部署との連携といった点から、消防長及び各消防署長等に対する併任辞令についても調整を図るものとします。

#### (5) 部隊運用等

現在の消防署の出動車両・出動人員体制では、市町によっては通常災害時においてもただちに非番者の招集で対応しなければならない場合があります。また、災害規模が拡大した場合に出動隊を増強する必要があることから、他消防本部に有線等で応援を要請していますが、相当の時間ロスが生じ対応が遅れるおそれがあります。

消防広域化後は、通信指令系統の統合と広域的な指揮命令の一元化により効率的な出動体制の下、出動車両・出動人員を増強して、災害を抑えるなど、現状以上の消防力となるものと思われることから、災害出動体制についての基本的な方向性を定めるものとします。

また、出動体制については、直近署からの出動を優先した体制を確立することとし、現米沢市消防本部の出動体制を基本に、新たな出動体制及び計画を統合までに策定するものとします。

##### ① 広域消防本部の圏域全体の均衡化

現有消防力の広域的かつ効率的な運用による新たな出動体制及び計画を統合までに策定し、現在の出動体制をもとに、現場直近主義を考慮した出動体制の強化を図ります。

##### ② 出動区分表の策定

災害現場から直近の署のポンプ車の出動を基本として、市街地と周辺に分けて策定するものとし、県境についても直近の署からの出動とするものとします。

### ③ 初動出動

通常災害時については、自市町だけでなく隣接消防署所からも出動し、合計6隊以上の出動体制とします。

### ④ 人員

現在の各消防署所の体制を基本とします。

### ⑤ 出動隊体制

下表を基本に体制を整備します。

表 1 6 広域化当初の出動体制

署所名	通常出動隊の体制案
米沢消防署	ポンプ車1隊、救助工作車1隊、救急車1隊
東部分署	ポンプ車1隊、救急車1隊
南部出張所	ポンプ車1隊
西部出張所	ポンプ車1隊
北部出張所	ポンプ車1隊
南陽消防署	ポンプ車2隊、救助工作車1隊
高畠消防署	ポンプ車2隊、救助工作車1隊
川西消防署	ポンプ車2隊 (救助工作車1隊)

※上記の署所名称は現体制のものである。

なお、各消防署で消防に関する申請等の事務を行い、利便性を確保し、住民サービスの確保に配慮するものとします。

### (6) 高機能消防指令センター

現在の4消防本部で使用している通信指令設備は、装置そのものの機能が老朽化しており、現状でも早急の更新または改修が必要な状況ですが、機器の規格及び仕様が広域化後の圏域人口及び面積規模等に対応していないため、広域化後も活用することは非常に困難です。

そのため、広域消防本部の設置を予定している現米沢市消防本部に通信指令を併設するものとして、表18を基本に、高機能消防指令センターの具体的な仕様を決定して、新たに整備するものとします。

表 1 7 各消防本部の通信指令設備状況

区分	米沢市消防本部	南陽市消防本部	高畠町消防本部	川西町消防本部
運用開始年	平成17年	平成7年	平成5年	平成14年
システム	離島型 (II型相当)	離島型	離島型	離島型
指令席数	3席	2席	2席	2席
指令要員数	3人	2人	2人	2人

通信担当職員数 (兼務除く)	8人	4人	兼務のみ	2人
勤務形態	2交替制隔日勤務			
覚知件数 (H21年消防年報より)	4,329件	1,526件	904件	958件
地図検索装置	有	有	有	無
地図検索装置運用開始年	平成17年	平成7年	平成5年	—
聴覚障害者用緊急FAX	一般回線使用	無	無	119番回線使用
現場画面伝送システム	有	無	無	無

(平成22年度全国消防長会資料及び平成21年消防年報による。一部再掲)

表 18 高機能消防指令センターの規格案

管轄人口	約16万5千人
システム	II型 (管轄人口10万人～40万人程度に対応)
指令要員数	4人
担当職員数	12人(2交替制隔日勤務)
主な装備	地図検索装置、発信地表示システム、位置情報通知システム(携帯・IP等)ほか
その他	各市町消防団との通信連携を可能とする。 消防救急無線デジタル化に向けた規格仕様とする。

## 2 消防署

### (1) 管轄区域

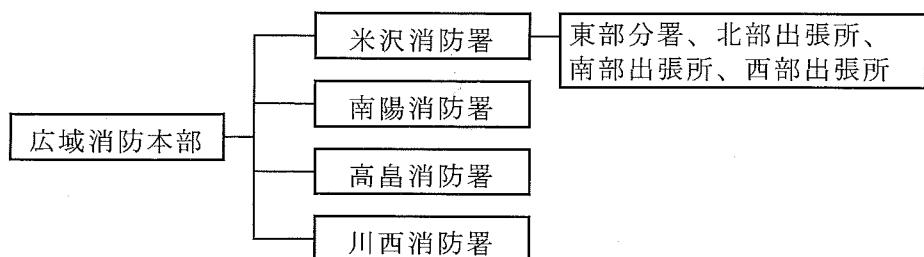
広域化当初は、現在の消防署所体制を継続して組織するものとしていることから、管轄区域についても従来同様の市町単位とします。

### (2) 消防署等の配置

統合時の広域消防本部については、現在の米沢市消防本部及び米沢市消防署に設置するものとします。

消防広域化に関して、署所の配置及び組織体制に対し安心感を求める住民意識に応えるとともに、常備消防と密接な関係にある非常備消防に対しても配慮する必要があることから、広域化移行時の署所の配置及び組織体制は、現状の4消防署体制を基本とした下図にもとづいて整備するものとします。

図 13 広域化当初の配置及び組織体制



### (3) 名称

広域化後の名称については、下表に示す仮称をもとに準備を進めるものとします。

現在の名称	広域化後の名称（仮称）
—	置賜広域行政事務組合消防本部
米沢市消防署	置賜広域行政事務組合米沢消防署
東部分署	置賜広域行政事務組合米沢消防署東部分署
西部出張所	置賜広域行政事務組合米沢消防署西部出張所
南部出張所	置賜広域行政事務組合米沢消防署南部出張所
北部出張所	置賜広域行政事務組合米沢消防署北部出張所
南陽市消防署	置賜広域行政事務組合南陽消防署
高畠町消防署	置賜広域行政事務組合高畠消防署
川西町消防署	置賜広域行政事務組合川西消防署

## 3 人員配置及び採用計画

消防広域化は、効率的運営による住民の安全・安心の確保、財政基盤の拡大による消防力の強化及び、財政負担の軽減も大きな目的ではありますが、人員の配置は目的を達成するうえで重要な課題であることから、基本事項を次のとおりとして、本組合としての定員配置、消防職員の採用計画、配置等を検討するものとします。

- ① 各消防署の連携を図り、市町を越えた効率的な出動体制を考慮するものとします。
- ② 各消防署で消防に関する申請等の事務を行う組織体制とし、住民の利便性の確保に配慮するものとします。
- ③ 人員配置に署所等の整備計画等を組み入れるものとします。
- ④ 広域化による統合、事務の一元化による効果を発揮できる職員配置とするものとします。
- ⑤ 定年退職予定者の状況を反映し、年齢層に偏りが生じないように配慮するものとします。

### (1) 広域化後の定員配置

消防広域化後の置賜広域行政事務組合は、約320人規模の組織体制となるものと想定されており、消防職員数だけでも山形市消防本部とほぼ同人数となることから、県内最大級の常備消防組織となるものと思われます。

表 19 広域化後の置賜広域行政事務組合想定人数

※H22.4.1 現在の職員数による。

組織名	職員数	備考
置賜広域行政事務組合	86人	
2市2町消防本部・署	235人	
計	321人	

管轄区域も広域化するため、職員の配置については十分に考慮するものとします。

なお、消防広域化に向けて想定される年度別人員配置は下表のとおりであり、平成24年度からのスムーズな広域消防体制移行に向けて前年度中から人員体制を整備し、適正な人員配置を行うものとします。

表 20 年度別の人員配置

(単位：人)

年度 署所	条例定数	H22	H24
消防本部	—	—	34
米沢署	109	58	37
東部分署		20	20
西部出張所		10	10
南部出張所		10	10
北部出張所		10	10
米沢小計	109	108 (16)	87
南陽署	51	49(8)	39
高畠署	44	40(6)	35
川西署	37	38(7)	31
合 計	241	235(37)	226

※平成22年度の各署カッコ書きは現状の各消防本部の本部員・県派遣である(通信勤務係員は含まず)。

平成24年度は、現在の消防救急出動体制を基本として、広域化に伴う消防本部・通信指令等の統合にあわせ、消防職員の効率的な配置により226名の消防吏員でスタートします。将来的には、消防広域化によるスケールメリットを活かし217名の消防吏員体制とする方向とします。

### (2) 採用計画

現在の4消防本部の職員構成から、今後数年内の大量退職に伴う年齢構成の不均衡が予測されるため、広域消防における新規採用者については、将来的な消防力の低下を防ぎ、バランスのとれた年齢構成を目指した計画的な採用を行うものとします。

### (3) 職員の配置

消防業務の効率化、消防活動全般の機動力向上を目指し、庁舎・車両等の整備計画とも連動した計画的な配置を検討するものとします。

## 4 職員の待遇等

消防広域化により各市町の消防職員の身分、給料及び手当等は、統一した取扱いを定める必要があり、以下の考え方をもとに調整するものとします。

なお、職員の待遇については、広域化後に消防職員の士気に影響することのないよう、

消防広域化前に各市町において説明会の開催等、事前対応が重要となります。

#### (1) 任用

##### ① 職員身分

消防広域化により、各市町職員としての身分から置賜広域行政事務組合職員としての身分に変わります。

置賜広域行政事務組合に勤務する職員の身分は、県・市町村職員と同様に地方公務員となり、地方自治法及び地方公務員法等の関係法令にもとづき事務を執行することになります。

##### ② 職員の任用

広域化後の身分の取扱いについては、職員に不安や士気の低下を招かないよう十分に留意して検討します。

#### (2) 給料

広域化後の消防職員の給料は、現行の本組合職員の給与ラインをベースに広域消防職の標準ラインを設定することとします。

なお、広域化による給料の切替えに関してはある程度の期間を設けて調整するものとします。

#### (3) 諸手当

##### ① 期末・勤勉手当

置賜広域行政事務組合は山形県の支給率に準拠しているので、山形県準拠を基本に検討するものとします。

##### ② 特殊勤務手当

消防職員の特殊勤務手当については、各市町において調整するものとします。

#### (4) 勤務形態

2市2町の消防職の勤務形態はほぼ共通していることから、大幅な変更は不要と考えられるため、現状に沿った勤務形態として下記案のとおり調整するものとします。

- ① 消防本部勤務職員及び各消防署消防課職員等 ・・・・・・ 週休2日の毎日勤務
- ② 消防署員及び消防本部通信担当職員等 ・・・・・・・ 2交替制の隔日勤務

#### (5) 職務分類、職制、職階

職務分類、職制、職階については、市町間において相違がありますが、給料と密接な関係があることから、下表の調整案を基本に検討するものとします。

表 21 広域消防体制の職名・階級調整案

消防本部職名	消防署職名	職位	階級	置賜広域行政事務組合※	級
消防長		部長級	消防正監		7
消防次長 課長	消防署長	課長級	消防監 消防司令長	事務局長 課、所、莊長	6 6
困課長補佐	困分署長・副署長	補佐級	消防司令	補佐	5
課長補佐 困係長・主査	困係長・困主査	補佐級	消防司令	係長・主査	4
			消防司令補		
係長・主査	係長・主査 困主任	係長級	消防司令補	困難主任	3
主任	主任	係員・署員	消防士長	主任	2
消防士	消防士	係員・署員	消防副士長、 消防士	主事	1

※表中、置賜広域行政事務組合は現状（平成22年度）の制度による。

#### (6) 教育、訓練、研修等

消防職員の教育、訓練、研修等は、救急救命士の計画的な養成、はしご車等の大型車両を運転できる職員を確保するために必要なだけでなく、消防職員全体の資質及び職務能力の向上を図り、救急救命率を高めるためにも非常に重要です。

教育訓練に関しては、広域化当初は各消防署の現行訓練計画を継続するものとしますが、資格取得等、予算化を必要とするものについては、平成24年度当初予算編成までに、方針及び計画を策定するものとし、広域化後は適正に予算化を図り、計画的かつ効率的に職員研修を推進するものとします。

組織内研修については、現在各消防本部で行っている職場内研修を継続するとともに、置賜広域行政事務組合全体としての能力向上を図るため、合同での実施を検討するものとします。

#### (7) 服制

広域化後の消防職員服装規程及び被服貸与規程は統一しますが、名称変更等に伴う貸与物品の更新については、財政負担も考慮する必要があることから、制度としての服制統一は広域化当初からとしますが、実際に被服を統一するのは、更新時期に合わせて段階的に行うものとします。

### 5 施設整備

#### (1) 消防施設計画

広域化当初は、各市町で策定済みの消防施設及び車両等の整備計画を基本とした整備

を検討しますが、広域消防の将来的な消防庁舎の配置、消防救急車両、施設設備等の更新については、広域化後の消防体制において検討するものとします。

### ① 消防庁舎

広域化後の消防庁舎の更新については、広域化後の体制において検討し、中長期的な整備費用の見通しを含めた整備計画の策定を行うものとします。消防の広域化により、圏域全体の消防力を有効に活用した出動計画が可能になるため、各消防施設の更新時期と出動管轄区域等の設定を効率的かつ総合的な計画を策定するものとします。

また、施設更新時期が迫り耐震化等の対策も必要と思われる施設を中心に、将来的には、圏域全体として適正かつ有効な施設配置の推進も検討するものとします。

### ② 消防救急車両等施設設備

各市町で保有する車両及び資機材は、地域の特性や更新時期の違いにより状況は異なるものの、広域化により全体的な運用が可能となることから、現状の配備態勢を基本としながら、総合的な車両の配置や更新計画により、広報車等を中心に予備的な車両の削減が見込まれます。

原則として、車両等の配置については、統合後、災害出動体制及び状況等を十分に考慮し、車両等の更新基準を定めたうえで、署所における車両等の適正配置の検討を行うものとします。出動範囲の調整は車両及び部隊の適正配置が必要であり、施設更新時期に合わせて段階的総合的に調整するものとし、広域化後に具体的に協議検討のうえ更新計画等を策定するものとします。

高度な設備・車両等の導入についても、将来的な整備計画の中で検討するとともに、財政的な課題を踏まえて、住民の安全安心を確保するために、広域化後の消防体制において推進するものとします。

## (2) 通信施設

### ① 通信設備

通信指令設備については、消防広域化に合わせて高機能消防指令センターを整備するものとし、119番回線は高機能消防指令センターの運用に合わせて集約することとなります。また、現在各消防本部で使用している消防救急無線については周波数の統一等を行ったうえで、現状の運用を行うものとし、各市町の防災行政無線等で消防署内に設置されている設備の取扱いについては、広域化までに運用に支障のないように調整を図るものとします。

なお、機器の更新については、消防救急無線のデジタル化整備と密接に関連することから、広域化当初の整備を抑制するなど、将来を見据えた整備を図るものとします。

### ② 消防救急無線デジタル化

現在、山形県では消防救急無線デジタル化検討委員会を設置し県内全域を対象に準備を進めており、本圏域もその枠組みの中で平成28年5月末という期限までにデジタル化整備を進めるものとします。

### ③ その他の消防資機材

各署が所有する消防資機材は、広域化に伴い各市町から置賜広域行政事務組合に移管することになるため、備品台帳を統一に向けて調整するほか、現状の出動状況及び各資機材の互換性を踏まえ、資機材の配備及び更新等について新たな更新計画を策定して統一を図るものとします。

また、消防救急資機材の高度化高機能化を見込んだ、長期的視点での更新にも配慮するものとします。

## 6 経費負担

### (1) 経費負担方法

#### ① 負担方法

置賜2市2町による広域消防体制を管理運営していくため、その経費を構成市町が応分に負担する必要があります。財政負担の方法は、全国の一部事務組合による広域消防組織の事例及び本組合で行っている内容にもとづいて、一定の分担率による負担とするものとします。

#### ② 分担率の割合について

消防救急の出動件数は各市町の人口規模と相関があるため、消防救急行政サービスの受益者を算出する「人口割」を基本に分担率を定めるものとします。

さらに、各市町が広域消防運営に対して共通かつ平等に負担する「平等割」及び、各市町の財政規模に応じた負担である「基準財政需要額割」を、それぞれ一定の割合で反映させることで、置賜2市2町が応分の負担をしながら広域消防体制を運営するものとします。

なお、基本を人口割とするため、基準財政需要額割と平等割の割合はそれぞれ下表のとおりとします。

表 22 広域消防体制の財政負担に係る分担率

区分	人口割	基準財政需要額割	平等割	計
割合	60%	20%	20%	100%
基準	直近の国勢調査	直近年度の 基準財政需要額	—	—

### (2) 財産の取扱い

消防広域化にあたり、常備消防に係る財産を各市町から本組合に移管する必要がありますが、財産移管に係る本組合と各市町間のメリットとデメリットを精査した上で、最も公正かつ合理的な方法を基本的な考え方として、下記の取扱いとすることとします。

### **① 常備消防財産の取扱い**

土地については、各市町から本組合への無償貸付とします。

庁舎整備に係る新たな土地取得の取扱いについては、統合後の検討課題とします。

土地以外の財産（建物・車両・備品等）については、各市町から本組合への無償譲渡としますが、債務がある場合は各市町から本組合への無償貸付を行い、債務償還完了後に無償譲渡を行うものとします。

### **② 債務の取扱い**

広域化前の債務については、各市町において引き続き返済するものとします。

## **7 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項**

### **(1) 構成市町等間の関係**

広域化後の消防は、組合の構成市町との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要があることから、各市町の関連組織へ広域消防が参画できるよう、必要に応じて併任辞令で対応するなどの体制づくりを検討するものとします。

また、災害対策基本法、国民保護法、水防法等、住民の安全安心を守るために法制度にもとづき、各市町の該当組織へ消防本部及び消防署が関与する必要があり、そのための体制づくりについても検討するものとします。

### **① 構成市町村間の意見調整を可能とするための仕組み**

本組合の連絡調整組織である主幹会議を開催して意見調整を行うとともに、連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等、構成市町間で迅速に協議対応できる体制を構築するものとします。

### **② 連携、連絡会議**

各消防署に配置する庶務業務担当職員を連絡調整担当とするなどのほか、定例的な連絡会議を各消防団長、消防長及び各消防署長等により開催するための体制づくりを検討するものとします。

### **③ 消防水利の取扱い**

消火栓や防火水槽といった消防水利は、火災等の災害時に使用する消防活動では必要不可欠のものです。これらは消防法にもとづく「消防水利の基準」に従って設置を各市町に義務付けられており、各市町有財産もしくは住民等の私有財産となっています。

消防広域化後にあっても、常備消防非常備消防を問わず使用するため、設備の状況確認等の維持管理については広域消防が各市町消防団と一体となって行うものとします。

### **(2) 消防団との連携の確保**

平成18年7月に消防庁が定めた「市町村の消防広域化に関する基本指針」では、消防広域化の対象は常備消防と定めています。

なお、消防団については1市町村に対し1団置くものとしており、広域化後の常備消防と消防団との関係については、合同訓練の実施等、地域の実情に応じて、広域消防組

織と各市町の地域に密着した消防団との緊密な連携確保、各市町と消防団との連携等、広域消防体制における重要な課題であり、時間をかけ慎重に検討していくものとします。

消防団は、常備消防組織の広域化後も各市町の消防組織として地域に密着した消防防災活動を行うものとしており、消防組織法における消防広域化の対象ではありません。しかしながら、消防活動時には常備消防である広域消防組織との密接な連携が必要であり、また、日常業務においても訓練指導をはじめ、広域化前と同様に協力連携する業務があります。

地域に密着して活動する消防団と常備消防が、広域化後も密接に連携して活動できるよう、消防団を所管する市町の担当部署とも協力連携を図る体制とするものとします。

なお、広域消防と各市町の消防団との連携確保については、以下のとおりとします。

#### ① 一元的な連絡調整

消防団は現行どおり各市町に1団ずつ設置されますが、消防団間の連絡調整組織として山形県消防協会東南置賜支部があることから、広域化後については支部長となる消防団長を代表として、消防本部との密接な連携体制をつくるものとします。

#### ② 指導、訓練

広域化当初は、現行の訓練を行うものとして、広域化後の早い時期に、広域消防との合同訓練等の実施に向けて調整を図り、各消防団と緊密な連携をとり積極的に協議をしながら地域の実情に応じた指導体制を継続するものとします。

消防本部は火災防ぎよ訓練・水防訓練の企画立案、ポンプ操作法、小隊訓練、機関員等の指導を行うとともに、各署に消防団担当者を置き指導体制の強化を図るものとします。

#### ③ 災害時の連絡通信手段

通信指令設備整備に合わせて、消防団への通信連絡手段についても整備し確保するものとします。広域化当初は、現行の各市町の手順によるものとするか、広域化当初から統一するかについては、平成23年度の早い時期に確定するものとします。

消防信号（サイレン）については、当分の間は現行のとおりとします。

### (3) 防災、国民保護部局との連携

防災・国民保護業務は、住民の安全安心の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要です。

なお、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となるため、次のような方策について、各市町及び消防団等関係組織とともに調整するものとします。

- ① 夜間・休日等における市町村の防災業務への対応
- ② 各市町長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各市町と所在の消防署所との連携確保のための体制の整備
- ④ 防災・国民保護担当部署と消防本部との連絡体制の強化

表 23 国民保護法にもとづく計画・体制等

市町名	米沢市	南陽市	高畠町	川西町
国民保護担当部署	総務部総務課危機管理室危機管理担当	総務課危機管理室危機管理係	総務課防災係	総務課行政管理グループ
	米沢市防災会議条例	南陽市防災会議条例	高畠町防災会議運営規程	川西町防災会議条例
条例規則等	米沢市防災会議運営規程 米沢市災害対策本部条例 米沢市災害対策本部運営規程 米沢市危機管理要綱 米沢市国民保護協議会条例 米沢市国民保護対策本部及び米沢市緊急対処事態対策本部条例 米沢市国民保護対策本部及び米沢市緊急対処事態対策本部運営要領ほか	南陽市防災会議運営規程 南陽市災害対策本部条例 南陽市災害対策本部運営規程 南陽市危機管理連絡会議設置要綱 南陽市国民保護協議会条例 南陽市国民保護対策本部及び南陽市緊急対処事態対策本部条例	高畠町災害対策本部運営規程 高畠町国民保護協議会条例 高畠町国民保護対策本部及び高畠町緊急対処事態対策本部条例 高畠町防災行政用超短波無線電話取扱規程 高畠町自主防災組織育成事業補助金交付規程	川西町災害対策本部条例 川西町国民保護協議会条例 川西町国民保護対策本部及び川西町緊急対処事態対策本部条例
計画	米沢市国民保護計画	南陽市国民保護計画	高畠町国民保護計画	川西町国民保護計画
策定時期	H19.1月	H19.2月	H19.3月	H19.3月

表 24 各市町の災害対策体制

市町名	米沢市	南陽市	高畠町	川西町
条例規則等	米沢市防災会議条例 米沢市防災会議運営規程 米沢市災害対策本部条例 米沢市災害対策本部運営規程 米沢市危機管理要綱 米沢市自主防災組織防災資機材交付要綱	南陽市防災会議条例 南陽市防災会議運営規程 南陽市災害対策本部条例 南陽市災害対策本部運営規程 南陽市危機管理連絡会議設置要綱	高畠町防災まちづくり条例 高畠町防災会議運営規程 高畠町災害対策本部運営規程 高畠町自主防災組織育成事業補助金交付規程 高畠町防災行政用超短波無線電話取扱規程	川西町防災会議条例 川西町災害対策本部条例 川西町土砂災害危険区域住宅移転補助金交付規則
防災会議(委員)	消防長、消防団長	消防長、消防団長	消防長、消防団長	消防長、消防署長、消防団長
災害対策本部(本部員)	消防長	消防長、消防署長、消防団長	消防長、消防署長、消防団長	消防長、消防署長、消防団長

上表に示す各市町の条例規則等にもとづく国民保護及び災害対策体制には、消防長・消防署長・消防団長が参画していることから、消防広域化後は各市町からの併任辞令により、国民保護会議及び災害対策本部に消防長・消防署長等が参加できる体制とすることが考えられます。

なお、水防法及び山形県水防計画にもとづき水防倉庫及び水防に関する整備を行うものとし、各市町の危機管理担当部署の所管とします。広域消防は資機材の状況把握等維持管理について協力するものとします。

現在各消防本部で行っている防火指導体制について、防火訓練等は広域化後も各消防署において担当し、当分の間は現行どおりとしますが、新たな防火指導体制に統一するものとします。

また、各市町の外郭団体育成事務については、地区単位で存在しており消防関係だけで決定できる事項ではないため、各種団体の代表者に調整会議を開催してもらう必要があります。そのことから、現行の各署の体制を維持しながら、各団体との調整等により連合会組織を視野に組織の再編を図るなど、各団体との連携維持に十分配慮した対応について検討するものとします。

#### ① 市町間の防災に係る応援協定等

隣接自治体等との応援協定の状況は下記のとおりであり、消防広域化後の取扱いについては、関係自治体との協議調整を行いながら、円滑な運用と体制づくりを進めるものとします。

#### 各市町の応援協定等の状況

##### 1 隣接消防応援協定について

隣接する市町間の消防応援協定は現行の協定による。

【現協定】 川西町113号線沿消防相互応援（川西・西置賜）、白鷹トンネル消防相互応援（南陽・白鷹）

##### 2 県外との協定について

隣接する常備消防（喜多方・福島・仙南）と新たに消防相互応援協定を締結する。

【現協定】 喜多方地方消防相互応援（米沢・喜多方）、福島市消防相互応援（米沢、高畠・福島市）、七ヶ宿町消防相互応援（高畠・仙南）

##### 3 山形県広域応援協定について

協定及び関係する覚書については、現行のまま引き継ぐものとする。

ただし、山形県消防広域応援計画については、必要な改正を依頼するものとする。

##### 4 緊急消防援助隊について

###### (1) 受援計画

統合後、受援計画を見直し、新たな受援計画を策定する。

###### (2) 登録数・人員（現行）

現行は、米沢市消防本部3隊と各署登録の消火隊（3隊）を合わせて6隊を登録

している（消火隊4隊、救急隊1隊、後方支援隊1隊）。

【現 状】 米沢市（消火隊、救急隊、後方支援隊）、南陽市（消火隊）、高畠町（消火隊）、川西町（消火隊）

(3) 隊員の選考及び編成について

米沢市消防本部の制度による。

(4) 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

置賜広域行政事務組合は特別地方公共団体であり、執行機関については理事会制（置賜3市5町首長の合意制）を採用しています。また、置賜3市5町議会議員から選出された議員で構成される、置賜広域行政事務組合議会があり、組合議員をとおして住民の意見を反映しています。

広報活動としては、年に2回「広域広報おきたま」を発行し、置賜3市5町の全世帯に配布して、本組合の活動を紹介するとともに置賜地域についての情報発信を行っています。

広域消防については、新たに広報広聴に関する規程等を定め、住民からの意見の取扱い方法、災害及び消防救急活動周知の方法等について定めるものとします。

## まとめ

本広域消防運営計画は、理事協議会において決定・承認された内容にもとづき、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本的な考え方・取組みについて定めたものです。

消防は、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するという任務を有しています。

広域化後は、置賜2市2町の管轄区域において、安全安心な地域づくりを目標に掲げ、一体的かつ広域的な消防行政サービスを展開するものとします。

広域消防行政の運営にあたっては、広域消防本部の限られた資源・財源を有効に活用し、圏域における生活環境の変化等に伴う住民ニーズに的確に対応するため、住民意識・活動及び社会経済環境の変化等の的確な把握に努め、2市2町の歴史的背景や地域の実情に配慮し、住民と消防との協働による安全で安心な圏域の実現を目指します。

安全で安心な圏域づくりを実現するためには、消防施設、人員、車両、資機材等の消防力の適正化、各構成市町の都市規模及び交通状況・生活環境等を考慮し、広域消防本部の長期的視野に立った行財政運営を基本として、広域消防本部を構成する市町の消防責任を十分に果たすとともに、効率効果的な運営管理に努めてまいります。